

新商品開発

＼令和8年度公募のご案内／

販わいづくり

# 食のまち宗像推進補助金

## 食のまち宗像推進補助金とは？

市の食材を活用した販路拡大・域内消費の促進による商工業の振興を図るため、地域資源等を生かした特産品の開発、食材や伝統料理に関する創造的なイベント等の実施に係る費用の一部を補助します。

## 補助対象事業について

### (1) 地域特産品開発支援事業

- ・新たな地域特産品の開発に係る事業
- ・既存の地域特産品の改良に係る事業
- ・既存の地域特産品のパッケージ変更に係る事業

※地域特産品とは市内で生産される農水産物を加工した商品又は市内で農水産物を製造・加工する商品を行います。

### (2) 食を生かした販わいづくり事業

- ・3者以上（飲食事業者含む）の事業者が連携して行う食のイベントで、地域の食材を活用した料理の提供もしくは販売イベント等に係る事業

### 申請期間

令和**8**年**6**月**1**日（月）～**12**月**25**日（金）

### 補助期間

交付決定日～令和**9**年**3**月**31**日（水）

### 補助率

補助対象経費の2分の1

### 限度額

**20**万円

## 問い合わせ・申請先

宗像市 産業政策課 商工観光係  
〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号（北館2階）  
TEL 0940-36-0037  
Email sangouseisaku@city.munakata.lg.jp



←募集要領、様式は  
こちらの二次元コードから

詳細は交付要綱、募集要領を必ずご確認ください。

# 令和8年度食のまち宗像推進補助金概要

※以下、記載事項は概要になります。申請にあたっては、交付要綱及び募集要領を必ずご確認ください。

## 補助対象者

熱意をもって新しい特産品づくりや賑わいづくりに取り組む事業者であって、以下の要件をすべて満たす者

- (1) 宗像市内に事業所又は店舗等を有し、市内で事業を行っていること
- (2) 市税等に滞納がないこと
- (3) 暴力団員もしくは暴力団でなくなった日から5年を経過しない者でないこと、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

※「食を生かした賑わいづくり事業」については、市内事業者1者を代表事業者として補助の対象とし、すべての事業者が(2)(3)の要件を満たす必要があります。

## 補助対象経費

※交付決定後～事業完了までに発生した経費のみが対象となります。

(1)地域特産品開発支援事業	(2)食を生かした賑わいづくり事業
商品開発に係るアドバイザーの謝金及び旅費	講師の謝金及び旅費
成分の分析又は検査、商品加工の委託に係る経費	ホームページ制作の委託に係る経費
原材料(販売用に製造する商品の原材料費は除く)の購入に係る経費	イベントの実施に必要な物品の購入に係る経費
機器リース料	会場使用料、車両借上料及び機器のリース料
商品のパッケージ又はラベルの制作に係る経費	チラシ、パンフレット、ポスター等の制作に係る経費
その他特に市長が必要と認める経費	その他特に市長が必要と認める経費

(※) 汎用性があり、事業終了後も引き続き利用できる物品等の購入に係る経費は補助対象外となります。

(※) 補助対象者及びその構成員、補助対象者と雇用関係にある人への講師謝金等は補助対象外となります。

(※) 自社(複数の事業者で実施する事業にあつては構成するすべての事業者)製品の調達又は関係会社からの調達に係る経費は補助対象外となります。

## 申請にあたっての留意事項

- 本補助金は、交付申請書を受理してから、提出書類により事業内容を①事業実施意欲、②PR性、③実現性、④独創性・新規性、⑤地域波及効果などの審査基準に基づき審査を行い、交付又は不交付を決定します。申請すれば必ず交付されるものではありません。
- 食を生かした賑わいづくり事業については、3者以上の事業者が連携し、代表事業者1者を決め申請を行ってください。市外事業者が含まれる場合、代表事業者が市内事業者の場合のみ補助対象とします。
- 既存の食関連のイベントを補助対象とするためには、イベントの規模拡大や新たな要素を取り入れてイベント内容の見直しを図るなど、従来とは違った形でのイベント開催とすることが必要となります。
- 補助対象経費は、当該事業に直接必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみが対象となります。
- **市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。ご協力ください。**